平成２８年（フ）第３４６６号
東京都目黒区目黒本町６丁目９―20　メゾンイセモトＮＯ．２―101
破産者　見當　兼行
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０３号
東京都中央区日本橋本町２丁目８番７号　オージー東京ビル
破産者　有限会社レストラン桂
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０４号
東京都足立区竹の塚１丁目５―12―206
破産者　清水　光幸
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２０号
東京都板橋区上板橋１丁目15―４　第二春風荘２―２
破産者　山本　吾一
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２２号
東京都江東区東雲２―７―５―1206、商業登記簿上の本店所在地千葉県浦安市美浜４丁目26番11号
破産者　有限会社オフィス・ナッツ
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２３号
東京都江東区東雲２丁目７―５―1206
破産者　萩原晴一郎
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２４号
東京都足立区鹿浜４丁目21番４号
破産者　株式会社東洋設備Ｋ・Ｈ
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２５号
神奈川県相模原市南区相模大野４丁目５―１―803
破産者　春山　昌文
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２９号
埼玉県戸田市笹目南町６―２、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区中丸町33番13号
破産者　株式会社サカイトレーディング
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３０号
東京都板橋区中丸町33―13
破産者　坂井　春樹
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３８号
東京都江東区北砂３丁目５―41―929
破産者　京田大二郎
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１２号
東京都板橋区大原町７番３号
破産者　有限会社エムケイ工業
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１３号
東京都板橋区蓮根１丁目16―９―101
破産者　木村　　清
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１６号
東京都墨田区錦糸１丁目14番７号　ティックハウス702
破産者　株式会社ＴＮマシナリー
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１７号
千葉県茂原市東郷1637―３
破産者　金子　圭子
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３８号
東京都青梅市今井３丁目31番地26
破産者　株式会社末広商工
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５２号
東京都世田谷区深沢５丁目６―７
破産者　橘　　和彦
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０５３号
東京都大田区池上２丁目21―11―201
破産者　中島　新平
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１６７号
東京都葛飾区高砂４丁目１―45―1006
破産者　齋藤　利恵
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２１７号
東京都港区麻布十番１丁目２―12―601、開始決定時の住所東京都墨田区江東橋１丁目１―６―603
破産者　北山　光義
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２２０号
東京都文京区千石４丁目４―４―203
破産者　遠竹　璃子
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６号
東京都大田区千鳥１丁目３番６号
破産者　株式会社ケイズ
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部